

# 営業秘密法

1996 年 1 月 17 日公布

2013 年 1 月 30 日改正公布

2020 年 1 月 15 日改正公布

## 第 1 条

本法は、営業秘密を保障し、産業倫理及び競争秩序を維持し、社会の公共利益を調和させるために制定された。本法に規定していないものについては、その他の法律の規定を適用する。

## 第 2 条

本法において営業秘密とは、方法、技術、製造過程、調合、プログラム、設計、又はその他の生産、販売又は経営に用いられる情報であり、且つ次の要件に符合するものをいう。

1. 一般的に当該情報に関わる人の知るところではないもの。
2. その秘密性のため、実際に又は潜在的に経済的な価値を有するもの。
3. 所有者が既に合理的な秘密保護措置を採っているもの。

## 第 3 条

被雇用者が職務上、研究又は開発した営業秘密は、雇用者に帰属する。但し契約に別段の定がある場合は、これに従う。

被雇用者が職務上、研究又は開発したものではない営業秘密は、被雇用者に帰属する。但し、その営業秘密が雇用者の資源や経験を利用したものである場合、雇用者は合理的な報酬を支払った後、当該事業においてその営業秘密を使用することができる。

## 第 4 条

他人を出資招聘して営業秘密の研究又は開発に従事させた場合、その営業秘密の帰属は契約の定に従う。契約に定の無い場合は、受任者に帰属する。但し、出資者は業務上その営業秘密を使用することができる。

## 第 5 条

数人が共同で研究又は開発した営業秘密の持分は、契約の定による。定の無い場合は、均等と推定する。

## 第6条

営業秘密の全部又は一部を他人に譲渡する又は他人と共有することができる。

営業秘密を共有する際、営業秘密の使用又は処分につき契約に定めない場合は、共有者全体の同意を得なければならない。但し、各共有者は、正当な理由なく、同意を拒否することはできない。

各共有者は、その他の共有者の同意を得ず、その持分を他人に譲渡することはできない。但し契約に別段の定がある場合は、これに従う。

## 第7条

営業秘密の所有者は、他人にその営業秘密の使用を許諾することができる。

その使用許諾の地域、時間、内容、使用方法又はその他の事項は、当事者間で定める。

前項の許諾された者は、営業秘密所有者の同意を得ず、第三者に当該営業秘密の使用を再許諾することはできない。

営業秘密の共有者は、共有者全体の同意を得ず、他人に当該営業秘密の使用を許諾することはできない。但し、各共有者は、正当な理由なく、同意を拒否することはできない。

## 第8条

営業秘密を、質権及び強制執行の対象とすることはできない。

## 第9条

公務員が公務執行の過程で知り得た又は持ち得た他人の営業秘密は、これを使用又は理由なく漏洩してはならない。

当事者、代理人、弁護士、鑑定人、証人及びその他の関係者は、司法機関の調査や審理のために知り得た又は持ち得た他人の営業秘密を使用又は理由なく漏洩してはならない。

仲裁人及びその他の関係者が処理する仲裁事件においても、前項の規定を準用する。

## 第10条

次の状況の一つに該当するものは、営業秘密の侵害となる。

1. 不正な手段により営業秘密を取得する行為。
2. それが前号に該当する営業秘密であることを知って又は重大な過失によりそのことを知らず、その営業秘密を取得し、使用又は漏洩する行為。
3. 営業秘密を取得した後に、それが第1号の営業秘密であることを知って又

は重大な過失により知らず、それを使用又は漏洩する行為。

4. 法律行為によって取得した営業秘密を、不正な手段で使用又は漏洩する行為。
5. 法令により営業秘密を守る義務がありながら、それを使用又は理由なく漏洩する行為。

前項の不正な手段とは、窃取、詐欺、脅迫、賄賂、無断で複製、秘密保持義務違反、他人を誘引し秘密保持義務に違反させる行為、又はその他類似の手段をいう。

## 第 11 条

営業秘密が侵害された際、被害者は、その侵害の排除を請求することができる。又、侵害のおそれがある場合は、その予防を請求することができる。

被害者は、前項の請求をする際、侵害行為によって作成された物又は専ら侵害行為をなすために使われた物について、廃棄、又はその他必要な処置を請求することができる。

## 第 12 条

故意又は過失により不法に他人の営業秘密を侵害した者は、損害賠償の責任を負う。数人が共同で不法に侵害した場合は、連帯して賠償責任を負う。

前項の損害賠償請求権は、請求権者がその行為及び賠償義務を負う者の存在を知った時点から 2 年間行使しない場合は、消滅する。その行為の開始から 10 年を経過した場合も同様とする。

## 第 13 条

前条に従って損害賠償を請求する際、被害者は、次のいずれかの号の規定を選択し、請求することができる。

1. 民法第 216 条の規定によって請求する。但し、被害者がその損害を証明できない場合は、当該営業秘密を通常の状態で使用した際に得られるであろう利益から、侵害後に同一の営業秘密を使用して得られた利益を差し引いた額を、その損害とみなすことができる。
2. 侵害者が当該侵害行為によって得た利益を請求する。但し、侵害者がそのコスト又は必要経費を証明できない場合は、その侵害行為によって得た収入の全部を、その得た利益とみなす。

前項の規定により、侵害行為が故意による場合、法院は被害者の請求によって、侵害状況により、損害額以上の賠償を斟酌し決定することができる。但し、その額は、既に証明された損害額の 3 倍を超えることはできない。

### 第 13 条の 1

自己又は第三者の不法な利益を意図し、又は営業秘密所有者の利益を損ない、下記の状況の一つに該当する場合は 5 年以下の有期懲役又は拘留に処し、100 万台湾元以上 1 千万台湾元以下の罰金を併科することができる。

1. 窃取、横領、詐術、脅迫、無断複製又はその他の不正な方法により営業秘密を取得し、又は取得した後に使用、漏洩した場合。
2. 営業秘密を知り又は保有し、許諾されることなく又は許諾範囲を超えて当該営業秘密を複製、使用又は漏洩した場合。
3. 営業秘密を保有し、営業秘密所有者によって削除、廃棄するよう告知された後、当該営業秘密を削除、廃棄しなかった又は隠蔽した場合。
4. 他人が知っている又は保有している営業秘密に前三号に規定される状況があることを知っていながら、取得、使用又は漏洩した場合。

1. 前項の未遂犯は、これを罰する。

罰金を科する際、犯罪行為者の得た利益が罰金の最高額を超える場合、得た利益の 3 倍の範囲内で酌量加重することができる。

### 第 13 条の 2

外国、中国、香港又はマカオでの使用を意図し、前条第 1 項各号の罪を犯した場合、1 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、300 万台湾元以上 5 千万台湾元以下の罰金を併科することができる。

前項の未遂犯は、これを罰する。

罰金を科する際、犯罪行為者の得た利益が罰金の最高額を超える場合、得た利益の 2 倍～10 倍の範囲内で酌量加重することができる。

### 第 13 条の 3

第 13 条の 1 の罪は、親告罪である。

共犯の一人に対して告訴する又は告訴を取り下げる場合は、その効力はその他の共犯に及ばない。

公務員又はかつて公務員だった者が、職務により知りえた又は保有した他人の営業秘密について、故意に前二条の罪を犯した場合、その刑は二分の一に加重する。

### 第 13 条の 4

法人の代表者、法人又は自然人の代理人、被雇用者又はその他の従業者が、業務の執行により、第 13 条の 1、第 13 条の 2 の罪を犯した場合、当該条文の規定に基づきその行為者を処罰するほか、当該法人又は自然人に対しても当該条

文の罰金を科する。但し、法人の代表者又は自然人が犯罪の発生に対する防止行為に尽力した場合は、この限りではない。

### 第13条の5

認可を経ていない外国法人は、本法で規定された事項について告訴、自訴又は民事訴訟を提起できる。

### 第14条

法院は、営業秘密に係る訴訟の審理において、専門法廷を設け又は担当者を指定して処理することができる。

当事者が提出した攻撃防御の方法が営業秘密に関わる場合、当事者からの申立を経て、法院が適当と認める場合は、審判を非公開とする又は訴訟資料の閲覧を制限することができる。

### 第14条の1

検察官は営業秘密事件の捜査の際に必要と認めた場合、捜査内容に接触する犯罪容疑者、被告、被害者、告訴人、告訴代理人、弁護士、鑑定人、証人又はその他関連する者へ捜査秘密保持命令を発行することができる。

捜査秘密保持命令を受けた者は、当該捜査内容について次の行為をしてはならない。：

1. 捜査手続の実施以外の目的に使用する。
2. 捜査秘密保持命令を受けていない者へ開示する。

前項の規定は、捜査秘密保持命令を受けた者が、捜査前に当該捜査の内容をすでに取得又は保有していた場合には、これを適用しない。

### 第14条の2

捜査秘密保持命令は、書面又は口頭にて行わなければならない。口頭の場合、対面して告知し調書を記載しなければならない。また、営業秘密の所有者に意見陳述の機会を与えることができ、7日以内に別途書面にて捜査秘密保持命令を作成する。

前項の書面は、捜査秘密保持命令を受ける者に送達し、また、営業秘密の所有者に通知しなければならない。送達及び通知の前に、営業秘密の所有者に意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、すでに前項の規定により、営業秘密の所有者に意見陳述の機会が与えられた場合はこの限りではない。

捜査秘密保持命令が書面の場合、捜査秘密保持命令を受ける者に送達した日から効力が発生する。口頭の場合、告知した時から効力が発生する。

捜査秘密保持命令には、以下の事項を明記しなければならない。：

1. 捜査秘密保持命令を受ける者。
2. 秘密保持すべき捜査の内容。
3. 前条第 2 項に挙げた禁止又は制限行為。
4. 違反の効果。

### 第 14 条の 3

捜査中に秘密保持を受けるべき原因が消滅した、又は捜査秘密保持命令の内容に変更の必要がある場合、検察官は職権によりその捜査秘密保持命令を取消又は変更することができる。

事件が起訴猶予又は不起訴が確定した、又は捜査秘密保持命令が起訴効力の及ぶ部分でない場合、検察官は職権により又は捜査秘密保持命令を受ける者の申立により、その捜査秘密保持命令を取消又は変更することができる。

検察官は、前二項の捜査秘密保持命令の取消又は変更の処分を下す際に、捜査秘密保持命令を受ける者及び営業秘密の所有者に意見陳述の機会を与えることができる。当該処分は、書面にて捜査秘密保持命令を受ける者及び営業秘密の所有者に送達しなければならない。

事件の起訴後、検察官は捜査秘密保持命令の起訴効力が及ぶ部分について、営業秘密の所有者、及び捜査秘密保持命令を受ける者に通知し、並びにそれらの秘密保持命令、捜査秘密保持命令の権益について告知しなければならない。営業秘密の所有者又は検察官は、知的財産案件審理法の規定により、裁判所に秘密保持命令の発行を申立てることができる。捜査秘密保持命令の起訴効力が及ぶ部分は、その申立の範囲内につき、裁判所の裁定が確定した日からその効力を失う。

事件の起訴後、営業秘密の所有者又は検察官が、事件が裁判所に係属した日から 30 日以内に、裁判所に対し秘密保持命令を申立てていない場合、裁判所は捜査秘密保持命令を受ける者又は検察官の申立により、捜査秘密保持命令を取消することができる。捜査秘密保持命令の起訴効力が及ぶ部分は、裁判所が取消を裁定した範囲内につき、裁判所の裁定が確定した日からその効力を失う。

裁判所は前項の裁定を下す前に、先に営業秘密の所有者及び検察官の意見を聴取しなければならない。前項の裁定は、営業秘密の所有者、捜査秘密保持命令を受ける者、及び検察官に送達しなければならない。

捜査秘密保持命令を受ける者、又は営業秘密の所有者は、第 1 項及び第 2 項の検察官の処分に対し、不服を申立てることができる。検察官、捜査秘密保持命令を受ける者又は営業秘密の所有者は、第 5 項の裁判所の裁定について、抗告することができる。

前項の不服申立及び抗告の手続は、刑事訴訟法第 403 条～第 419 条の規定を

準用する。

#### **第 14 条の 4**

捜査秘密保持命令に違反した場合、3 年以下の有期懲役、拘留に処され、又は 100 万台湾元以下の罰金に処し、又は併科する。

外国、中国地区、香港又はマカオで捜査秘密保持命令に違反した場合、犯罪地の法律の処罰規定の有無を問わず、前項の規定を適用する。

#### **第 15 条**

外国人の属する国と台湾との間に、営業秘密を保護する国際条約に共に参加しておらず、又は、営業秘密の相互保護に関する条約又は協定がなく、又は台湾人民の営業秘密を保護しない場合、その営業秘密を保護しないことができる。

#### **第 16 条**

本法は公布の日から施行する。